

PR/2016/802
ジュネーブ、2016年11月23日

プレスリリース

堅調な中国の成長に支えられて 2015 年の世界全体での特許出願件数は 290 万件に その他の知的財産権の需要も拡大

経済活動を補強する知的財産権の需要が世界的に高まる中で、中国のイノベーター（技術革新者）からの特許出願が初めて年間で 100 万件を超え、2015 年の世界全体での特許出願件数は過去最多を記録しました。

WIPO の世界知的所有権指標 (WIPI: World Intellectual Property Indicators) の年次報告によると、2015 年の世界各地のイノベーターによる特許出願は合計約 290 万件に達し、2014 年比で 7.8% の出願件数増加と、6 年連続の特許保護の需要拡大を記録しました。2015 年の商標登録の出願件数は 15.3% 増の約 600 万件に急増し、意匠登録の出願件数は、世界全体で 2.3% 増の 87 万 2,800 件となりました。

2015 年に最多数の特許出願を行ったのは中国のイノベーターで (101 万 406 件)、次に米国 (52 万 6,296 件) と日本 (45 万 4,285 件) が続きますが、米国に拠点を置くイノベーターが特に国際的で 23 万 7,961 件の特許出願を国外で申請しているのに対し、中国に拠点を置くイノベーターは比較的自国重視で、国外での特許出願は 4 万 2,154 件でした。

「政策立案者達が世界的成長の活性化を目指す中で、2015 年の知的財産権出願件数が順調な伸びを示したことを報告できて心強く思います」と WIPO 事務局長フランシス・ガリは述べ、「中国が引き続き世界全体における上昇の原動力となると同時に、グローバルな知識経済の重要性の高まりを反映して、2015 年にはほとんどの国で知的財産権の利用が増加しました」としました。

| | 2014 | 2015 | 成長 (%) |
|------|-----------|-----------|--------|
| 特許出願 | 2,680,900 | 2,888,800 | 7.8 |
| 商標出願 | 5,187,900 | 5,983,000 | 15.3 |
| 意匠出願 | 853,500 | 872,800 | 2.3 |

特許

2015 年の世界全体での特許出願件数は、合計約 290 万件を記録しました。これは 2014 年比で 7.8%の増加となり、2014 年の 4.5%を上回る伸び率になりました。2015 年の総数の約 3 分の 2 は、自国での保護を求める居住者による出願が占めました。

中国の特許庁は 2015 年に 110 万 1,864 件の出願を受理し、中国居住者からの出願と、中国での特許保護を求める国外のイノベーターからの出願を合わせて、年間出願件数が 100 万件を超える最初の特許庁となりました。これは、次に続く米国 (58 万 9,410 件)、日本 (31 万 8,721 件)、及び韓国 (21 万 3,694 件) の特許庁における年間出願件数の合計にほぼ相当する規模です。

欧州特許庁 (EPO; 16 万 28 件) を含めた上位 5 官庁における出願が、世界全体の出願件数の 82.5%を占めました。上位 5 官庁の中では中国 (+18.7%) の成長が最も急速で、続いて EPO (+4.8%)、米国 (+1.8%)、韓国 (+1.6%) の順となりました。一方、日本の特許庁における出願件数は 2.2%減少し、2005 年からの減少傾向が継続する形になりました。これは主に、国内居住者からの出願件数の低下を反映したものです。

国外での出願は、米国の出願者からの出願が 6%増の伸びを見せて最も多く (23 万 7,961 件)、その後日本 (19 万 5,446 件、2.3%減)、ドイツ (10 万 1,892 件、3.6%減) と続きました。

中国に拠点を置くイノベーターからの国外での出願は比較的少数 (4 万 2,154 件) でしたが、この 20 年の間に着実に増加しており、現在では、フランス全体の件数 (4 万 6,581 件) にほぼ相当する規模になっています。

公開された特許出願では、コンピュータ技術 (全体の 7.9%) が占める割合が世界全体で最も高く、続いて電子機械 (7.3%)、デジタル コミュニケーション (4.9%) となっています。

2015 年に世界全体で付与された特許数は約 124 万件に達し、2014 年比で 5.2%増加と、2012 年以来最も高い伸び率を示しました。これは主に中国における特許付与数の増加に牽引されたもので、中国特許庁は 2015 年に 35 万 9,316 件の特許を付与して、米国 (29 万 8,407 件) を抜き最も特許付与数の多い特許庁となりました。

2015 年における有効特許件数は、世界全体で推定 1,060 万件でした。米国における有効特許件数 (全体の 24.9%) がこのうち約 4 分の 1 を占め、日本 (18.3%)、中国 (13.9%) が続きました。

商標

2015年には、世界全体で840万区分について推定600万件の商標出願が行われました。¹ 出願件数は、主に中国における増加を受けて15.3%の増加となり、2000年以降で最大の伸び率を示しました。世界全体における商標出願の約78%は、自国での保護を求める居住者によるものでした。

2015年の商標出願件数は、中国の283万件(区分数ベース)が際立って多く、次いで米国(51万7,297件)、欧州連合知的財産庁(EUIPO; 36万6,383件)、日本(34万5,070件)、インド(28万9,843件)が上位を占めました。成長率で見ると、上位20官庁の中で2015年に2桁の伸び率を見せたのは、日本(+43%)、イタリア(+32.6%)、中国(+27.4%)、インド(+21.9%)、及び韓国(+13.9%)でした。

世界全体での2015年の商標登録は、620万区分について約440万件が記録されました。これは2014年比で26.6%の増加を示し、過去15年間で最も急速な成長となりました。

意匠

2015年の意匠登録の出願件数は世界全体で2.3%の増加を見せ、中国における出願件数の大幅な減少に伴った2014年の出願件数急落からの回復を示しました。世界全体で110万の意匠を含む87万2,800件の出願が行われ、² 中国、韓国、及び米国における出願の増加が回復の主要因となりました。

中国は全世界総数の半数に相当する56万9,059の意匠に係る出願を受理し、続いてEUIPO(9万8,162)、韓国(7万2,458)、ドイツ(5万6,499)、トルコ(4万5,852)の順となりました。この中で韓国(+5.9%)と中国(+0.8%)はプラスの成長を示した一方、ドイツ(-7.5%)、トルコ(-6%)、及びEUIPO(-0.1%)は2014年比でマイナスに転じました。

意匠は家具に関するものが全出願の9.4%を占め、衣料品(8.3%)、包装及び容器(7%)に関するものがこれに続きました。

2015年の世界全体での意匠登録件数は、主に中国における登録の堅調な伸びに支えられて21.3%の増加となりました。

¹ 区分数は商標出願で指定された区分の総数を示します。官庁によって、商標が適用される商品やサービスが属する区分毎に個別の出願を要する一出願一区分の制度を採用する官庁と、多区分に属する商品やサービスについて一つの出願で扱うことのできる一出願多区分制を採用する官庁とがあります。

² 意匠数は意匠出願に含まれた意匠の総数を示します。官庁によって、複数の意匠を含む出願を認める官庁と、意匠毎に個別の出願を要する官庁とがあります。